

[005]障害史研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/7172662>

出版情報：障害史研究. 5, 2024-03-22. Society for Disability History Studies (Shōgaishi Kenkyūkai)

バージョン：

権利関係：

『障害史研究』の編集方針

科学研究費助成事業「障害の歴史性に関する学際統合研究 —— 比較史的な日本観察 ——」（基盤研究A、2019～2023年度）の成果および障害史関連の成果を刊行する研究誌として、科研メンバーにより組織される障害史研究会は、『障害史研究』（逐次刊行物コード番号 ISSN 取得）を編集・発行する。

A 研究の目的と人権保護への対応

1、本研究の目的

事故や疾病、あるいは高齢にともなう身心機能の低下や傷病・ストレスなどにより、誰もが障害者の状態になり得る。歴史的に見れば健康な身心をもって国家・社会への有益な働きが求められる近代以降に障害概念は成立したとされるが、近年、欧米では前近代をも射程にした人類史として、身心機能の損傷と社会文化的に構築されたものという二つの局面を複合させて障害を捉え、人種、性（身体）、民族の差異よりも、障害の有無が人間の区別・差別においては重視されたとの指摘がなされている。日本ではこのような視角での研究はまだないが、障害者の社会的価値を否定する言動や逆に障害者の国会進出が議論を呼び、また少子高齢化で福祉問題の将来が懸念されるなか、比較史的観点も踏まえた障害の総合的理解は喫緊の課題といえる。本研究は以上の問題意識より、心身の毀損や機能不全から「障害」という、人としての根源的な差異認識が生じる経緯について、前近代から近代へと通時に、また政治・社会・民俗・文化・医学など多様な観点から統合的に解析し、もって「障害史」を構想、現代の障害問題の展望をはかる。

2、人権保護への対応

障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号。最終改正：平成16年6月4日）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）などを遵守、障害者の人権を保護し侵害しない主旨にのっとり、資料（史料）調査や聞き取り（民俗）調査を行う。必要と判断される場合は、研究代表者もしくは分担研究者が関係する研究機関における研

究倫理委員会等に事前審査をしてもらう。また、人権保護などの観点で閲覧、情報採取を制限する旨の判断を資料（史料）収蔵機関などが行う場合にはそれに従う。さらに、成果の情報発信や刊行に際しても、学問的な意義を逸脱し、好ましくない利用が行われないように、慎重に配慮する。

B 編集の方針

以上の研究目的および人権保護の考え方に基づき、本研究誌は編集される。

1、編集委員会

当科研メンバー（研究代表者・分担研究者）により組織された編集委員会（定員3名）を設置する。

2、編集の方針・方法

- ① 本誌への投稿者は、科研メンバー（研究協力者を含む）および障害史に関心を持つ者とする。
- ② 研究誌の内容は、論文、研究ノート、資料（史料）の紹介・翻刻、データベース、書評、研究活動報告など、本研究の目的に即した成果全般とする。
- ③ 論文には「論文内容概説」（A4用紙1枚、日付、氏名）の添付を求め、編集委員会により内容分野に応じて選任された査読者（科研メンバー内外の研究者より2名）が研究の内容に照らした審査を行う。査読者はその結果を編集委員会に報告する。なお、論文以外の投稿成果は査読対象としない。
- ④ これと平行し、編集委員会は論文およびそれ以外の研究成果について研究倫理面での審査・確認を行う。
- ⑤ 本研究誌における研究倫理に照らした審査・確認の基準は、次の通りとする。

- (a) 障害の歴史研究に資するか否かの観点から、研究（者）の自立性を尊重する。
- (b) 対象テーマに鑑み、人権の保護・侵害に必要な配慮を行う。
- (c) 研究（者）の自立性と人権への配慮の両立を図るため、以下の諸点の確認を行い、研究倫理に関し判断する。
 - i) 特定の集団ないし人物などに対する権利侵害、差別的扱いの有無
 - ii) 資料（史料）調査や聞き取り（民俗）調査などの適格性の有無
 - iii) 研究対象資料（史料）の収蔵機関などが取り決めた事項遵守の有無
 - iv) 研究成果の学問的な意義を逸脱した好ましくない利用の恐れの有無
 - v) 所属研究機関における研究倫理委員会等での審査（任意）の有無
- (d) これらの基準につき必要と判断される措置（資料収蔵機関の遵守事項の提出要求など）は、

適宜講じる。

- ⑥ 編集委員会は、論文については査読結果および研究倫理審査、その他の成果については研究倫理審査に基づき、投稿者へ見解を伝え、書き直しを求めることができる。書き直しの回数制限などは特に定めない。
- ⑦ 上記⑤について、研究倫理の面で編集委員会の判断をこえる場合には、研究代表者や研究分担者が関係する研究組織に研究倫理の審査を依頼し、審査結果の報告をうける。
- ⑧ 以上を踏まえ、編集委員会は、投稿成果の掲載・不掲載について、研究の自立性、研究の倫理性、研究の合理性などを総合的に判断して決定する。

3、編集方針の改訂

編集方針の改訂は、科研メンバーの合意によりこれを行うものとする。

（2023年6月改訂）